WOWOW

2013年4月26日

各　位

会 社 名　　株 式 会 社　ＷＯＷＯＷ
代表者名　　代表取締役社長　和崎　信哉
（コード番号　4839 東証第一部）

株式分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年４月26日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において「定款の一部変更の件」を平成25年６月21日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年６月21日開催予定の第29回定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

１．株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」（平成24年１月19日付）の趣旨に鑑み、株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成25年９月30日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する普通株式を１株につき100株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

①	株式分割前の発行済株式数	：144,222株
②	今回の分割により増加する株式数	：14,277,978株
③	株式分割後の発行済株式数	：14,422,200株
④	株式分割後の発行可能株式総数	：57,000,000株

株式会社WOWOW
〒107-6121 東京都港区赤坂5-2-20赤坂パークビル21階
Tel. 03-4330-8111（代表） Fax. 03-4330-8139
WOWOW INC.
21F Akasaka Park Bldg., 5-2-20, Akasaka, Minato-ku, TOKYO 107-6121, JAPAN
Tel. 03-4330-8111 Fax. 03-4330-8139

（３）分割の日程

基準日公告日　平成 25 年９月２日（月）

基準日　　　　平成 25 年９月 30 日（月）

効力発生日　　平成 25 年 10 月１日（火）

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

株式分割の効力発生日である平成 25 年 10 月１日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

（参考）上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年９月 26 日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も１株から 100 株に変更されます。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、株式分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更を次のとおり行うものであります。

①　株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条を変更するものであります。

②　単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第６条（単元株式数）を新設するものであります。

③　単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第７条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

④　現行定款第５条の変更並びに第６条及び第７条の新設の効力発生日を定めるため、附則第１条を新設するものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、 57 万株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、 5700 万株とする。
（新設）	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第７条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １.会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 ２.会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 ３.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第６条～第51条（条文省略）	第８条～第53条（各条数を繰り下げる。各表題および各条文は現行どおり）
（新設）	附則 第１条　第５条の変更ならびに第６条および第７条の新設の効力発生日は平成 25 年 10 月１日とする。 本附則は、効力発生日である平成 25 年 10 月１日をもって削除する。

（３）変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日　平成 25 年６月 21 日（金）

定款変更の効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

以上

【問合せ先】（マスコミ関係）広報部 TEL03(4330)8080
（IR 関係）　IR 経理部 TEL03(4330)8089